東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１９年　３月２２日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	４号機	原子炉保護系の計器点検作業の終了にともなうジャンパー線の取り外し作業において、操作札を確認しようとした際、別のジャンパー線（原子炉水位低）が外れ、「原子炉自動スクラム（Ａ系）」の警報が発生したことが認められたため、対応検討	A	3月22日公表済(PDF94KB)

その他：３０件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	タービン系アトモスフェリックドレンタンクの液位計点検時、液位検出外筒部フランジに腐食が認められたため、当該フランジを修理	D	
2	１号機	計装用空気系空気貯槽圧力計の点検時、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
3	１号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置気水分離器（Ａ）出口弁の点検時、弁棒が折損したため、当該弁を修理	D	
4	１号機	硫酸第一鉄注入タンク補給水元弁において、グランド部よりリーク（鉛筆１本程度）及びグランドボルトの固着が認められたため、当該グランド部を点検・修理	D	
5	２号機	復水器鉄イオン注入装置鉄電解槽（Ｂ・Ｃ系）の点検時、上蓋内ゴムライニングに剥離が認められたため、当該ゴムライニングを補修	D	
6	２号機	廃棄物処理系廃液中和タンク連絡弁において、グランド部よりリーク（１滴／１０秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	２号機	所内ボイラ（Ａ）保管用窒素ガス供給系ベント弁において、グランド部よりリーク（カニ泡程度・1台）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	３号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（Ａ）カップリング側軸封部よりリーク（２滴／秒）が認められたため、当該軸封部を点検及び対応検討	D	
9	３号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（Ａ）カップリング側軸封部よりリーク（３０秒周期で鉛筆１本程度）が認められたため、当該軸封部を点検及び対応検討	D	
10	３号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（Ｂ）カップリング側軸封部よりリーク（１滴／３０秒）が認められたため、当該軸封部を点検及び対応検討	D	
11	４号機	原子炉補機冷却水ポンプ（Ａ）インペラの浸透探傷検査時、羽根付根部に指示模様が認められたため、当該インペラを修理	D	
12	４号機	自動減圧系窒素供給系統入口圧力スイッチの点検において、ケーブル接続に誤りが認められたため、当該ケーブルを正規の状態に接続対応検討	C	
13	４号機	タービン建屋計測用分電盤－１において、給水ポンプ封水制御盤の電源ブレーカ「切」操作不可が認められたため、当該ブレーカを点検・修理	D	
14	４号機	所内用空気系空気圧縮機（Ａ）において、シリンダーパッキン部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	４号機	ほう酸水注入ポンプ室空調機冷却水ベント弁の点検時、弁棒・ボンネットネジ部の固着が認められたため、当該弁を交換	D	
16	４号機	定検停止時管理基準適合状況チェックシートの確認時、一部のシート（3月16日・自主保安分）に記載漏れが認められたため、対応検討	C	
17	４号機	非常用ガス処理系機能検査時、要領書に誤記が認められたため、検査を一時中断、要領書の誤記を訂正、検査を再開	D	
18	４号機	非常用ガス処理系Ｂ系機能検査において、同系排気ファン起動後の系統流量指示計の指示ハンチング及び流量の判定基準外れが認められたため検査を中断、対応検討	C	
19	５号機	取水口制御盤監視用モニタ装置において、映像表示不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
20	５号機	換気空調系タービン建屋冷却装置（アラップ対応）冷水ポンプ（Ａ）において、モータファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
21	６号機	復水脱塩装置遠方操作盤において、「計算機故障」の警報発生及びタッチパネルでの操作不可が認められたため、当該操作盤を点検・修理	D	
22	６号機	原子炉補機冷却水ポンプ（Ｂ）本体ベント弁において、シートパス（鉛筆芯１本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	６号機	ＢＯＰタイパ定時打ち出しにおいて、紙送り不良が認められたため、当該タイパを点検・修理	D	
24	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（Ｂ）ロール間隔指示計において、ダウンスケールが認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉窒素製造装置において、空気圧縮機出口フランジ部（２箇所）より、エアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	集中環境施設	廃液乾燥固化系冷却系統用粒子フィルタ（Ｂ）逆洗空気入口流量計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
27	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（Ｂ）運転中、性能低下の可能性が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
28	その他	水処理設備前処理装置ろ過水ポンプ（Ｂ）駆動用電動機の点検時、冷却ファンが破損したため、当該ファンを修理	D	
29	その他	水処理設備前処理装置ろ過水ポンプ（Ｂ）駆動用電動機の点検時、電動機据付用基礎ボルト孔に腐食が認められたため、当該ボルト孔を修理	D	
30	その他	海生物焼却設備排ガス処理設備において、バグフィルタの詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　　　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　　　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　　　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで